

青森県報

第千百九号

令和八年
八月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高年齢福祉保険課) …… 一

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………

(障害福祉課) …… 一

○障害福祉サービス事業者の指定……………

(同) …… 一

○特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生……………

(水産振興課) …… 二

出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………

(西北県土整備事務所) …… 二

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………

(交通規制課) …… 四

告 示

青森県告示第四百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	住所	名称	住所	
株式会社 ResPA	十和田市西二十一番町一八の一七	訪問介護	ホームケア・リスパ	三戸郡南部町大字下名久井字剣九	吉前川原の一	令和八・八・四

青森県告示第四百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	住所	名称	住所	
一般社団法人 福泉会	三戸郡南部町大字下名久井字剣九	居宅介護	ホームケア・リスパ	三戸郡南部町大字下名久井字剣九	吉前川原の一	令和八・八・三

青森県告示第四百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービスを行う所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地			
株式会社 R e S P A	十和田市西二十一番町一八の一七	居宅介護	ホームケア センター・リスパ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の九	令和八・八・四	

青森県告示第四百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年八月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）		区 域	区 分
西津軽郡鰯ケ沢町大字浜町一三三	生駒 司	鰯ケ沢町第二区域	底建網漁業
西津軽郡鰯ケ沢町大字田中町五二	秀人	鰯ケ沢町漁業協同組合の地区のうち、鰯ケ沢町第一区域以外の区域	
西津軽郡鰯ケ沢町大字田中町五二	政利	底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業	
西津軽郡鰯ケ沢町大字浜町七五	埴見 喜治		

出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年八月二十六日

青森県西北県土整備事務所長 垂 井 祐 司

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤 千七百十トン程度

二 納入期間

令和八年十一月一日から令和九年三月三十一日まで

三 納入場所

青森県西北県土整備事務所管内及び鰯ケ沢道路河川事業所管内除雪業務受注者の指定場所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一

下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚	石持区域 石持漁業協同組合の地区	底建網漁業及びほたてけた網漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字石持五〇の一 石持漁業協同組合		

のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であり、かつ、競争入札参加資格の格付の有効期間について、令和八年十月一日以降の期間における更新手続を行っている者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年九月十六日までに青森県西北県土整備事務所長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

五所川原市字栄町一〇

青森県西北県土整備事務所建設管理課

電話 〇一七三―三五―二一〇五

4 提出部数 各一部（当該申請書等については、入札説明書による。）

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

五所川原市字栄町一〇

五所川原合同庁舎三階 青森県西北県土整備事務所建設管理課

電話 〇一七三―三五―二一〇五

2 入開札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年十月七日 午前十時

(二) 場所

五所川原市字栄町一〇

五所川原合同庁舎一階 C会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。（入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。）

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

1, 710t

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2026 to March 31, 2027

3 Time limit for tender:

10:00 A.M. October 7, 2026

4 Contact Point for the notice:

Aomori Prefectural Government Seihoku

Land and Infrastructure Office

10 Sakaemachi

Goshogawara City, Aomori 037-0046

JAPAN

TEL 0173-35-2105

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第八号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（交通規制の対象から除く車両） 第四条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。 一 道路標識等による規制（最高速度の規制は、最高速度が令第十一条又は第二十七条に規定する最高速度未満のものに限る。）の対象から除く車両 〔イハ 略〕 二 最高速度の規制（最高速度が令第十一条又は第二十七条に規定する最高速度未満のものに限る。）の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する自動車	（交通規制の対象から除く車両） 第四条 〔同上〕 一 道路標識等による規制の対象から除く車両 二 最高速度の規制の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する自動車（高速自動車国道の本線車道にあつては百キロメートル毎時、

備考 表中の「」は注記である。	〔三・四 略〕
	その他の道路にあつては六十キロメートル毎時以下の場合に限る。） 〔三・四 同上〕

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭